

# サイバーセキュリティ パートナーシップだより



R7-2

2/1~  
3/18

は **サイバーセキュリティ月間**です!

政府では、国民の皆さん一人ひとりにセキュリティについて関心を持っていただけるように2月1日(土)から3月18日(火)までをサイバーセキュリティ月間と定め、県警察でも広報啓発活動を集中的に行います。この機会に、誰もが安心してインターネットを利用するためのサイバーセキュリティ初心者のための三原則について、ご確認をお願いします。

## サイバーセキュリティって何?

※ 以下、「国民のためのサイバーセキュリティサイト(総務省)」から引用



私たちがインターネットやコンピュータを安心して使い続けるために、大切な情報が外部に漏れたり、マルウェア(コンピュータウイルス)に感染してデータが壊されたり普段使っているサービスが急に使えなくならないように、必要な対策をとることです。

## サイバーセキュリティ初心者のための三原則

### 1 ソフトウェアを最新に保つ

アプリケーション・OSは、プログラムの不具合や設計上のミスによりセキュリティ上の欠陥「**ぜい弱性**」が生じることがあります。最新のバージョンにはぜい弱性が改善され、セキュリティ機能の強化が含まれています。アップデートを定期的を確認し、最新に更新しましょう。



### 2 強固なパスワードの設定と多要素認証を活用する

パスワードは推測されにくく、文字数の多いものに設定し、さらに同じパスワードを複数のサービスで使いまわさないようにすることが重要です。さらに、パスワード以外(例えば、ショートメッセージで送られた数字を入力する等)で認証する**多要素認証**を活用することで安全性が高まります。



### 3 不用意に開かない・インストールしない

不用意にメールやSMSのリンクや添付ファイルを開くと、**フィッシング詐欺**や**マルウェア感染**の被害に繋がるおそれがあります。また、公式サイト以外からダウンロードした**提供元がはっきりしないアプリ**によるマルウェア被害も報告されているため、検索で見つけたソフトウェアなどをインストールする際には十分に注意してください。



#サイバーセキュリティは  
**全員参加**



サイバー犯罪相談事例  
対処法と対策・相談窓口



県警ホームページにて広報資料  
や動画を公開中です。  
(詳しくはQRコード参照)

